

■ 4条1項11号

不服 2021-000467

<本願商標>

「g i f t e e」(標準文字)

第9類、第16類、第21類、第24類、第25類及び第35類に属する商品及び役務

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

ギフト
G i f t y

引用商標1：

第16類、第35類及び第39類に属する商品及び役務

ギフト
G i f t y

引用商標2：

第35類「トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、市場調査、商品の販売に関する情報の提供、ホテルの事業の管理、財務書類の作成、文書又は磁気テープのファイリング」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「g i f t e e」の欧文文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、一般的な辞書等に載録のないものであって、特定の意味合いを有するものとして認識されているような事情も見いだせないものであることからすれば、特定の観念を生じない造語として看取、把握されるものである。そして、特定の語義を有しない欧文文字からなる商標については、我が国において広く親しまれているローマ字風又は英語風の発音をもって称呼されるのが一般的といえ、例えば、「c o m m i t t e e」を「コミッティー」、「g u a r a n t e e」を「ギャランティー」のように、「e e」の文字を、「イー」と発音することから

すれば、本願商標は、その構成文字に相応して「ギフトイー」の称呼を生じるものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ギフトイー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「ギフトィ」の片仮名と「G i f t y」の欧文字を上下二段に表してなるところ、上段の「ギフトィ」の片仮名は、下段の欧文字の読みを表したものと容易に理解されるものである。また、「G i f t y」の文字は、辞書に載録のないものであって、特定の意味合いを有するものとして認識されているような事情も見いだせないものであることからすれば、特定の観念を生じない造語として看取、把握されるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ギフトィ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、本願商標は欧文字のみからなるのに対し、引用商標は片仮名と欧文字の二段書きで構成されていることに加え、本願商標と引用商標の欧文字部分の比較においても、本願商標は、全て小文字からなるのに対し、引用商標の欧文字部分は、語頭の「G」のみ大文字であり、さらに、末尾の「e e」と「y」の文字に差異を有するものであるから、両商標は、外観上、明確に区別し得るものである。

次に、本願商標から生じる「ギフトイー」の称呼と引用商標から生じる「ギフトィ」の称呼を比較すると、語頭の3音を共通にし、語尾の長音の有無の差異を有するところ、当該長音は、前音の「ティ」に吸収されることに加え、比較的聴取し難い語尾に位置することから、両者を一連に称呼するときは語調、語感が近似し、互いに聞き誤るおそれがある類似するものである。

そして、本願商標と引用商標からは、特定の観念を生じないから、両商標は、観念において比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼において類似するとしても、観念において比較できず、外観において明確に区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品及び指定役務と引用商標の指定商品及び指定役務とを比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「g i f t e e」と引用商標「ギフトィ\G i f t y」は、称呼において類似するとしても、観念において比較できず、外観において明確に区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

例によって、「最近の審決あるある」な判断手法が用いられていますが、本事件では両商標の観念は比較できないとされています。そうすると、両商標が非類似と言えるためには、少なくとも、称呼の共通性を外観の差異が凌駕していることが必要かと思いますが、個人的にはかなり微妙なように感じます。

本事件の場合、引用商標は称呼を特定するためにわざわざ「ギフトィ」を付けて二段併記としたであろうに、それによってかえって外観上の差異を大きくしてしまったというのは、皮肉な結果と言えるかもしれません。

それにしても、このような審決を目にすると、「○○○t y」、「○○○f y」、「○○○m y」、「○○○n y」など、「y」で終わる欧文字の商標については、「e e」で終わる商標についても防衛的に商標登録しておかないと、安心できないような気がしてきます。もちろん、その逆の場合も同様です。

少し乱暴に言えば、こういった欧文字商標の採用には慎重になった方が、後で面倒ごとに巻き込まれるリスクは下げられるようにも思われます。

ただ、本願商標「g i f t e e」（ギフトィ）は請求人の会社名でもあるので、本事件ではそういった事情が考慮された可能性もあるのかもしれません。

とはいえ、請求人と引用商標権者の両者が片仮名の「ギフトィ」を使いたいと思った場合に生じるであろう混乱を考えると、本事件の判断には個人的に疑問が残る次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年12月22日 >